奈良先端科学技術大学院大学「次世代ＡＩ分野におけるイノベーティブ博士人材支援プロジェクト」の実施に関する規程

令和６年４月　１日
規程第　　６　　号

（趣旨）

第１条　この規程は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が国立研究開発法人科学技術振興機構「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業（ＢＯＯＳＴ）次世代ＡＩ人材育成プログラム（博士後期課程）」に基づいて実施する「次世代ＡＩ分野におけるイノベーティブ博士人材支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　本プロジェクトは、本学に在籍する博士後期課程の学生のうち、特に優れた者に研究奨励費等を支給等するとともに、多様なキャリアパスの形成に向けた活動の支援を行うことにより、次世代ＡＩ分野（ＡＩ分野及びＡＩ分野に関する新興領域又は融合領域をいう。以下同じ。）の研究において、当該分野の開拓及びけん引が可能な博士人材を育成することを目的とする。

（本プロジェクトの略称）

第３条　本プロジェクトの略称は、「NAIST Granite-AI」とする。

（支援対象者の要件）

第４条　本プロジェクトの支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、博士後期課程に在籍し、かつ、標準修業年限を超えない者（休学している者を除く。以下「学生」という。）であって、次世代ＡＩ分野において優れた研究能力を有し、かつ、将来我が国のＡＩ分野を担う高度博士人材となることを志望するもののうち、学長が支援対象者に決定したものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者となることができない。

（１）奈良先端科学技術大学院大学「先端科学技術融合分野におけるイノベーティブ博士人材支援プロジェクト」の実施に関する規程（令和３年規程第３号）に基づき支援を受ける学生

（２）独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生

（３）所属している企業等から年間２４０万円以上の生活費相当額を受給している学生

（４）国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生

（５）本国から奨学金等の支援を受ける留学生

（支援人数）
第５条　本プロジェクトにおける支援人数は、１学年当たり５人を基本とする。

（実施体制）
第６条　本プロジェクトの総責任者として、NAIST Granite-AI Program事業統括（以下「事業統括」という。）を置き、学長が指名する。
２　事業統括は、本プロジェクトを実施するため、NAIST Granite-AI Program運営チーム（以下「運営チーム」という。）を編成する。
３　前項のほか、運営チームの構成員については、事業統括が別に定める。

（支援内容）
第７条　本プロジェクトにより支援する研究奨励費等は、研究奨励費（生活費相当額）及び研究費とする。
２　支援対象者１人当たりの研究奨励費（生活費相当額）は、年額３００万円とする。
３　支援対象者１人当たりの研究費は、年額９０万円とする。

（支援対象者の募集）
第８条　支援対象者の募集は、一般公募及び渡日前推薦公募（本プロジェクトにおいては、学術交流協定校に在籍している者のうち、博士前期課程を修了する見込みのあるものを対象とする公募をいう。以下同じ。）により行う。
２　事業統括は、前項の各公募を行う場合は、支援対象者の候補を選考するための基準を定め、公表するものとする。
３　第１項の各公募を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第１号のうち９月の公募については、支援状況等により行わないことがある。
（１）一般公募　　毎年３月及び９月
（２）渡日前推薦公募　　入学前年度
４　本プロジェクトの支援を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、前項に定める公募に申請するものとする。
５　前２項の規定にかかわらず、第１０条第１項の支援対象者が、第１５条の規定により本プロジェクトの支援を取り消され、又は中止された場合は、当該支援対象者が受ける予定であった期間のうち、残りの範囲内の期間を対象として、学長は、本プロジェクトの再公募をすることができる。
６　申請者は、前２項の公募に申請をする場合は、別に定める申請書類を学長に提出しなければならない。

（支援対象者の候補の選考及び支援対象者の決定）
第９条　学長は、前条第６項の申請があった場合は、事業統括に支援対象者の候補の選考を行わせるものとする。

２　事業統括は、領域ごとに選考委員会を設置し、一般公募により公募を行った支援対象者の候補の選考を行わせるものとする。
３　事業統括は、研究科長に渡日前推薦公募により公募を行った支援対象者の候補の選考を行わせるものとする。
４　事業統括は、前２項の規定による選考結果を踏まえて、支援対象者の候補を決定し、学長に推薦するものとする。
５　学長は、前項の推薦に基づき、支援対象者を決定し、審査結果を申請者に通知するものとする。
６　学長は、前項の決定をしたときは、選考結果を公表するものとする。

（支援の期間）
第１０条　本プロジェクトに定める研究奨励費等の支援期間は、支援対象者の標準修業年限内とし、かつ、支援開始から３年を最大とする。ただし、支援対象者が休学する期間は、支援を行わない。
２　前項の規定にかかわらず、出産、育児、傷病等やむを得ない事由により支援対象者が研究を継続することが困難になった場合における支援期間の中断及び延長については、事業統括が別途定める。

（支援等の方法）
第１１条　第７条第２項に定める研究奨励費（生活費相当額）は、２月ごとに支給する。
２　第７条第３項及び第４項に定める研究費は、支援対象者の研究活動に要する費用に充当するものとし、本学が経理する。

（支援対象者の義務）
第１２条　支援対象者は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
（１）研究倫理に関して事業統括が指定する、研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するための内容を含む教材受講及び修了をすること。
（２）本プロジェクトによる育成効果の評価のため、本学が実施する修了後のキャリアについての追跡調査に応じること。

（不正行為防止に係る支援対象者の義務）
第１３条　支援対象者は、奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範（平成２０年２月１日）を遵守し、かつ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究費の不正防止に関する規程（平成２７年規程第４号。第１５条において「研究費不正防止規程」という。）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程（平成２７年規程第８号。第１５条において「不正行為防止規程」という。）等に基づき本学が講じる不正行為防止のための措置に従わなければならない。

（義務の履行の確認）
第１４条　学長は、前条に定める支援対象者の活動の実施状況を確認するため、事業統括に対して次の各号についての報告をさせることができる。
（１）支援対象者が事業統括に対して提出する報告書の内容
（２）支援対象者が実施する研究の進捗に関する指導教員からの意見
（３）支援対象者の活動に係る運営チームの構成員からの意見
（４）支援対象者及び支援対象者であった修了生によるキャリアの構築状況について、事業統括が実施する定期的な調査
（５）その他学長が必要と認める事項

（支援の取消し等）
第１５条　学長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロジェクトの支援を取り消し、又は中止することができる。
（１）第４条に規定する支援対象者でなくなった場合
（２）本プロジェクトの支援を辞退した場合
（３）第１２条各号に定める事項の不履行を学長が認めた場合
（４）奈良先端科学技術大学院大学学則（平成１６年学則第１号）第７０条第２項による懲戒又は奈良先端科学技術大学院大学学生の懲戒等に関する規程（平成２１年規程第５号）第２５条による教育的措置を受け、学長が認めた場合
（５）研究活動上の不正行為（不正行為防止規程第２条第３項に定めるものをいう。）が認められた場合
（６）研究費の不正（研究費不正防止規程第２条第５項に定めるものをいう。）が認められた場合
（７）外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）若しくは同法に基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全保障輸出管理規程（平成２５年規程第３号）に対する違反が認められた場合
２　学長が、前項の支援の取消し又は中止を行った場合であって、第８条第５項による再公募に基づき新たな支援対象者を決定したときは、当該者の本プロジェクトの支援期間は、第１０条の規定にかかわらず、同条に定める期間から前項に該当した支援対象者を支援した期間を除した残余の期間とする。
３　前項の新たな支援対象者の本プロジェクトの支援額は、第７条の規定にかかわらず、同条に定める支援額から、第１項に該当した支援対象者に支給した研究奨励費（生活費相当額）及び当該支援対象者が使用した研究費の金額を除した残余の金額とする。

（事務）
第１６条　本プロジェクトに関する事務は、事業推進部国際課と協力し、事業推

進部教育支援課が行う。

（雑則）

第１７条　この規程に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。